

立地企業新規雇用事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

雇用の場を拡大するため、工場新增設事業や既設工場取得助成事業等を活用する事業者が実施する、常用雇用従業員の雇用を支援するものです。

2. 助成対象

対象事業	対象者	要件
工場等の新增設に伴う雇用	製造業者	1 工場新增設事業助成金、高度先端産業立地事業助成金、創造産業立地事業助成金又は既設工場取得事業助成金の認定を受けた製造業者の、当該事業に伴う雇用であること。 2 工場の操業又は事業の開始する日を起点として、6月前から1年後までの間で、新たに1人以上の常用雇用従業員を雇用すること。 3 助成対象とする従業員の全員が市内に住所を有すること。 4 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。

※ 常用雇用従業員とは雇用期間に定めがないこと（定年を除く。）及び健康保険法（大正11年法律第70号）第3条の規定に基づく被保険者（任意継続被保険者を除く。）である従業員をいう（パート及びアルバイトについても条件を満たしていれば該当）。ただし、派遣労働者、請負労働者及び外国人技能実習生は含まない。

3. 助成内容

助成金の額	限度額
従業員1人につき30万円	1,500万円

※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

4. 申請期限

交付申請期限
工場等が操業又は事業開始時から1年と30日以内

